

イギリス保育士資格コース 受講規約

本規約はグローバルチャイルドケアが運営するイギリス保育士資格コースについて定めています。受講申込の前に必ずお読み下さい。

第 1 条 (運営)

本コースはグローバルチャイルドケアが運営にあたります。

第 2 条 (受講申込)

本コースを受講される方は、受講申込書に記入し、コース案内及び本規約を承諾の上、コース開始 1 か月前までにお申込み下さい。但し、すでに定員に達している場合は申込をお断りする場合があります。

第 3 条 (受講資格)

16 歳以上の方。日本の保育士・幼稚園教諭の資格、またはレベル 2 の資格が必要となります。

また、受講生が未成年の場合は(受講申込の際に 20 歳未満の方)、親権者の同意が必要です。その場合は、所定の同意書に署名・捺印の上、メールで送付して下さい。

第 4 条 (コースの開始と受講期間)

受講期間の目安は 1 年半です。受講期限は受講開始から 2 年とし、正当な理由なしにその受講期間を延長することはできません。

第 5 条 (受講料と教材費の納付)

申込から 10 日以内に、グローバルチャイルドケアが定める受講料を、入学手続き金、教材費と合わせて一括で納付して頂きます。グローバルチャイルドケアが指定する口座へイギリスポンドで海外送金して下さい。(海外送金にかかる手数料は支払いをする方の負担となります)

第 6 条 (実習に伴う諸費用)

受講料には実習に伴う諸費用は含まれません。航空費を含む旅費、滞在費、海外旅行保険や DBS (犯罪経歴証明書) の申請にかかる費用などは、すべて受講生の負担となります。

第 7 条 (料金の返還)

受講料及び教材費についてのクーリングオフに関する事項

受講申込書の受領日から 8 日を経過するまでの間は、受講生は書面によって契約を解除することができます。

第 8 条 (休学・復学)

やむを得ない事情により受講継続が困難になった場合には「休学届」を出して休学を申請して頂きます。その際、休学期間は申請後最長 1 年とします。

また、復学する際には「復学届」が必要となります。同一契約内で複数回の休学は原則として認められません。

第 9 条 (自主解約・除籍)

諸事情で自主解約する場合は解約届を提出して頂きます。その際、受講料は返還されません。こちらから何度も連絡をしても、連絡が取れない場合は自主解約と見なされます。

受講生が以下のいずれかに該当すると認められるときは、除籍となります。

- ① 規約に違反し、納付期限までに当該費用の納付がされなかったとき
- ② NCFE CACHE やグローバルチャイルドケアの名誉及び信用を著しく傷つけたり、望ましくない行為があったとき
- ③ 受講生の提出している申請内容及び届出内容に虚偽があると判明したとき

受講資格を喪失した場合、その後の受講はできません。またその際、受講料は返還されません。

第 10 条 (変更・遅延・休止について)

やむを得ない事由により、エビデンス評価などの講師とのやりとりが遅れたり、スクーリングの遅延や休止及び振替を行う場合があります。その場合は事前に通知されます。

また、原則的に担任制をとっていますが、講師の退職、雇用条件の変更、担当教師の休暇により代行または交替することがあります。

第 11 条 (免許状の授与)

本コースの全ユニット (科目) を修了し、全ての評価基準を満たした受講生には英国 NCFE CACHE より、免許状が授与されます。

第 12 条 (受講生の損害賠償)

受講生は、本規約及び法令に違反したことにより、グローバルチャイルドケア及び講師等を含む第三者に損害を及ぼした場合、当該損害を賠償する責任を負うものとします。

第 13 条 (免責事項)

本コースの遅滞、変更、中断、中止その他スクーリングに関連して発生した受講生または第三者の損害について、グローバルチャイルドケアは一切の責任を負いません。

第 14 条（付則）

本規約にない事項については、法令とグローバルチャイルドケアの方針に従うものとします。

第 15 条（個人情報の取り扱いについて）

グローバルチャイルドケアは、本コースの開催にあたって知り得た受講生の氏名、生年月日、その他の個人情報を厳重に管理し、その利用及び提供においては、法令に基づく場合を除き受講生の同意を得た目的の範囲内でのみ利用します。

それ以外の情報の取り扱いについては、グローバルチャイルドケアのプライバシーポリシー及びデータ・文書の保護に関する手順に従うものとします。

第 16 条（著作権及びその他の禁止事項）

テキストなどの教材、カリキュラム内容、配布資料の著作権はグローバルチャイルドケアに帰属し、受講生によるコピー・複製・SNS 等における一般への公開などを禁止します。当該著作権を侵害する行為を行った場合は、受講生は損害を賠償する責任を負うものとします。コース受講中にテキストを紛失された場合は、あらためて購入して頂きます。

◆その他禁止事項

- 提出物へのウェブサイトや書籍などに書かれたものの盗用（引用する場合は出自を明らかにする）
- 提出課題の売買
- 受講権利の譲渡や代理受講

第 17 条（規約の変更）

グローバルチャイルドケアは本規約やその他の規則などを受講生の承諾なく変更できるものとします。